

# 山梨県公報

号外第四十七号

平成二十七年

七月十五日

水曜日

## 目次

- 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例……………二
- 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一〇
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………一〇
- 山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例……………一一

## 条例のあらまし

### ○山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例(条例第三十二号)(富士山保全推進課)

1 富士山が有する信仰の対象及び芸術の源泉としての顕著な普遍的価値に対する理解を深め、もって県民文化の発展に寄与するとともに、観光の振興に資するため、次のとおり富士山世界遺産センターを設置することとした。

- (一) 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
- (1) 名称 山梨県立富士山世界遺産センター
- (2) 位置 南都留郡富士河口湖町
- (二) 指定管理による管理を行い、その業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 展示施設の利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 施設の利用に関する必要な助言、指導等に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- (三) 休館日は、次のとおりとする。ただし、一月二日、同月三日、四月三十日から五月五日までの日及び七月一日から八月三十一日までの日は、休館日としないものとする。
- (1) 火曜日

- (2) 国民の祝日の翌日
- (3) 十二月二十七日から翌年の一月一日までの日
- (四) 展示施設の利用料金限度額は、一般一人四百二十円、大学生一人二百十円等とする。
- 2 附則において山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理条例を廃止することとした。
- 3 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

### ○山梨県税条例等の一部を改正する条例(条例第三十三号)(税務課)

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
- (一) 個人県民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長  
住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成三十一年六月三十日まで延長する。
- (二) 個人県民税のふるさと納税に係る特例控除額の拡充等  
特例控除額の上限を所得割額の一割から二割に拡充するとともに、確定申告せず  
にワンストップで税額控除を受けられる特例措置を実施する。
- (三) 法人事業税の外形標準課税の拡大等
- (四) 外形標準課税法人の税率を見直す。
- (五) 地方消費税の引上げ時期の変更  
地方消費税の税率の引上げの施行日を平成二十七年十月一日から平成二十九年四月一日に変更する。
- (六) 県たばこ税における旧三級品の製造たばこに係る税率の見直し  
旧三級品の製造たばこに係る特例税率を平成二十八年四月一日から平成三十一年四月一日までの間に段階的に縮減した上で廃止する。
- (七) 狩猟税における有害鳥獣捕獲従事者に係る狩猟税の軽減措置の実施  
有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的とした狩猟者登録に係る軽減措置を平成三十年  
度まで実施する。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(三)及び(五)については、平成二十八年四月一日から施行することとした。

### ○山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(長寿社会課)

1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームの支援員の配置数の算定において当該算定の基礎となる入所者数から除外することとされている者の範囲を、外部サービス利用型又は

一般型の介護サービスの提供を受ける者（改正前は、外部サービス利用型の介護サービスの提供を受ける者）に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（子育て支援課）

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、乳児四人以上を入所させる保育所に係る保育士の算定について、当該保育所に勤務する保健師及び看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても、一人に限って保育士とみなすことができることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（企業局総務課）

1 丘の公園にグラウンド・ゴルフ場を整備すること等に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 丘の公園の施設の種類から多目的広場を削除するとともに、グラウンド・ゴルフ場を追加し、併せて次のとおりグラウンド・ゴルフ場の利用料金限度額を定める。

(1) 一般 一人十六ホール 六百二十八円

(2) 小学生以下 一人十六ホール 三百十四円

(二) 鼓川発電所の常時出力を次のとおり改める。

百九十キロワット ↓ 七十三キロワット

2 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、1(二)については、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（教育庁スポーツ健康課）

1 県立韮崎射撃場を廃止するため、県立韮崎射撃場に係る規定を削除することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県条例第三十二号

山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例（設置）

第一条 富士山が有する信仰の対象及び芸術の源泉としての顕著な普遍的価値に対する理解を深め、もって県民文化の発展に寄与するとともに、観光の振興に資するため、富士山世界遺産センターを設置する。

（名称及び位置）

第二条 富士山世界遺産センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
山梨県立富士山世界遺産センター	南都留郡富士河口湖町

（指定管理者による管理）

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立富士山世界遺産センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 センターの展示施設（知事が指定するものに限る。以下「展示施設」という。）の利用の承認に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 施設の利用に関する必要な助言、指導等に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手続）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有

していること。

(休館日)

**第六条** センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が一月二日、同月三日、四月三十日から五月五日までの日又は七月一日から八月三十一日までの日である場合には、休館日としないものとする。

一 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(次号において「休日」という。)である場合を除く。)

二 休日の翌日(この日が日曜日、金曜日、土曜日又は休日である場合を除く。)

三 十二月二十七日から翌年の一月一日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

**第七条** センターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 一月、二月及び十二月 午前九時から午後四時まで

二 三月から六月まで、十月及び十一月 午前九時から午後五時まで

三 七月から九月まで 午前九時から午後六時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(利用の承認等)

**第八条** 展示施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

**第九条** 指定管理者は、展示施設を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

**第十条** 展示施設を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指

定管理者が定める。

(利用料金の還付)

**第十一条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、展示施設を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

**第十二条** 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

**第十三条** 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(委任)

**第十四条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、第三条及び第五条の規定の例により、センターの管理に関し、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

(山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理条例の廃止)

3 山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理条例(昭和四十五年山梨県条例第四十号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日の属する年度に係る前項の規定による廃止前の山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理条例第九条に規定する事業報告書については、同条の規

定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「毎年度終了後」とあるのは、「指定を受けた期間の満了後」とする。

別表（第十条関係）

区分	利用料金限度額	
	個人	団体
一般	一人 四二〇円	一人 三三〇円
大学生	一人 二二〇円	一人 一七〇円
高校生、中学生及び小学生	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

山梨県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十三号

山梨県条例等の一部を改正する条例

（山梨県条例の一部改正）

**第一条** 山梨県条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「それぞれ所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加え、「昭和四十年法律第三十三号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第二十二條の二第二項中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「課税山林所得金額（以下この項）」を「課税山林所得金額（次号）」に、「同条第二項」を「同項」に、「課税退職所得金額（以下この項）」を「課税退職所得金額（同号）」に改める。

第三十条第三項中「場合を除く。」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第三十三條の十三第一項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第三十八條第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第四十六條の四第一項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び同項に規定する特定課税仕入れ」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附則第四条中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託」に改め、同条第一号中「剰余金の分配」の下に「、金銭の分配」を加える。

附則第六條第一項第二号ハ中「（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第十条の二の二から第十条の五の五」を「から第十条の五の四」に改める。

附則第六條の二第一項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第四項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第七條の前に見出しとして「（個人の県民税の寄附金税額控除における申告特例控除）」を付し、同条を次のように改める。

**第七條** 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第二十二條の二第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七條第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第二十二條の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第二十二條の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第二十一條第二項に規定する課税総所得金額から第二十二條第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十

三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十三
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

3 第一項の規定の適用がある場合における法第十七条の五第三項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。  
附則第七条の次に次の一条を加える。

**第七条の二** 平成二十八年度から平成五十年年度までの各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

附則第十二条の五の二第二項から第五項までの規定中「第十項」を「第十一項」に改める。

附則第十二条の五の四第九項各号列記以外の部分中「及び次項」を「から第十一項まで」に改め、同項第一号及び第二号中「次項」を「第十一項」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の十五の三中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」と、「百分の四・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」と、「百分の三・七」に、「百分の一・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則第十二条の十六を次のように改める。

## 第十二条の十六 削除

附則第十二条の十六の二を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

**第十二条の十六の二** 知事は、県内の市町村に所屬する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第百六十九条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第百六十九条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

附則第十二条の十六の二の次に次の一条を加える。

（狩猟税の特例）

**第十二条の十六の三** 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百六十九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減

税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者(鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け」とあるのは、「受けた同条第八項(鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。))の従事者(鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。))として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第十二条の十九第三項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。  
(山梨県条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 山梨県条例の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第二十三条)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第三条中「及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

**第三条** 山梨県条例の一部を改正する条例(平成二十六年山梨県条例第六十四条)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項の改正規定中「(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。)」を削る。

第三十条第三項の改正規定を削る。

附則第一条第三号中「、第三十条第三項」を削る。

#### 附則

#### 附則

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県条例第四十六条の四第一項の改正規定及び第二条中山梨県

税条例の一部を改正する条例附則第三条の改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十七年十月一日  
二 第一条中山梨県条例第十九条第二項及び第三十三条の十三第一項の改正規定並びに同条例附則第四条の改正規定並びに次条第二項及び第四項の規定 平成二十八年一月一日

三 第一条中山梨県条例第三十条第三項並びに第三十八条第一項及び第三項の改正規定並びに同条例附則第十二条の十六及び第十二条の十五の三の改正規定並びに附則第三条、第四条及び第六条の規定 平成二十八年四月一日

四 第一条中山梨県条例附則第六条第一項第二号ハの改正規定及び次条第六項の規定 平成二十九年一月一日  
(個人の県民税に関する経過措置)

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の山梨県条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十九条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十二條の二第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第三十三条の十三第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。以下この項及び附則第六条第五項において「改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

5 新条例附則第七条及び第七条の二の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

6 新条例附則第六条第一項第二号ハの規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

**第三条** 新条例第三十条第三項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

**第四条** 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

**第五条** 新条例第四十六条の四第一項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)次条において「所得税法等改正法」という。))第四条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。))第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。))以外のものをいう。))及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。))に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。))に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

**第六条** 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった第一条の規定による改正前の山梨県税条例(第三項において「旧条例」という。))附則第十二条の十六第一項に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。))に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第六十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
  - 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十円
  - 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
  - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

円

- 3 平成二十八年四月一日前に旧条例第六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(旧条例第六十八条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。))が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。))又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年総務省令第三十八号)第八項において「平成二十七年改正省令」という。))で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。
  - 一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数
  - 二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
  - 三 その他参考となるべき事項
- 5 第三項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 6 第四項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 7 第三項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第六十七条から第

六十八条の二まで、第六十八条の四（第五項を除く）、第六十八条の五及び第六十八条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第六十八条の四第五項中「法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第七項の規定により読み替えて適用される法」と、「府令第十六号様式又は第十六号の三様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）による改正前の府令第四十八号の二様式又は第四十八号の三様式」とする。

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第六十八条の五の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第六十八条の四第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、平成二十七年改正省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

9 平成二十九年四月一日前に新条例第六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（新条例第六十八条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

10 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第九項に
第四項第二号	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第五項	前項	第九項
第三項	第三項	第九項
附則第二十条第四項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
附則第五十二条第二項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
第七項	第三項	第九項
第八項	同項	同項及び第四項
第三項	第三項	第九項

11 平成三十年四月一日前に新条例第六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三

12 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき百五円とする。  
 12 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第十一項に
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第四項第二号	前項	第十一項
第五項	第三項	第十一項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
第六項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項
	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第七項	第三項	第十一項
	同項	同項及び第四項
第八項	第三項	第十一項

13 平成三十一年四月一日前に新条例第六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、

これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。  
 14 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第十三項に
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
第四項第二号	前項	第十三項
第五項	第三項	第十三項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
第六項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項
	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
第七項	第三項	第十三項
	同項	同項及び第四項
第八項	第三項	第十三項

(狩猟税に関する経過措置)  
**第七条** 新条例附則第十二条の十六の二第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の

登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十二条の十六の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

3 新条例附則第十二条の十六の三の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十四号

山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号イ中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に、「第二百三十七条」を「第二百六十六条第一項」に改め、「第七項」の下に「及び第八項並びに第二十一条第三項」を加え、「」又は「を」指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。第七項及び第八項並びに第二十二條第三項において同じ。）又は「に」、「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第二百二十五条」を「第二百二条第一項」に改め、同条第七項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「（次項及び第二十二條第三項において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）を削り、同条第八項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム」に改める。

第二十二條第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、第十二条第一項第三号の生活相談員を置いていないもの」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十五号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第五号中「及び附則第三条第二項」を削る。

附則第九条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十六号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表鼓川発電所の項中「一九〇」を「七三」に改める。

別表第一第四号の表丘の公園の項中「テニスコート、多目的広場」を「グラウンド・ゴルフ場、テニスコート」に改める。

別表第二パターンゴルフ場の項の次に次のように加える。

グラウンド・ゴルフ場	一般	一人一六ホール	六二八円
	小学生以下	一人一六ホール	三二四円

附則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日か

ら施行する。ただし、別表第一第一号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県条例第三十七号

山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立射撃場設置及び管理条例（昭和五十九年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（名称及び位置）

**第二条** 射撃場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
山梨県立八代射撃場	笛吹市

第三条中「山梨県立韮崎射撃場及び山梨県立八代射撃場」を「山梨県立八代射撃場（以下「射撃場」という。）」に改める。

第四条中「山梨県立韮崎射撃場又は山梨県立八代射撃場（以下「射撃場」と総称する。）」を「射撃場」に改める。

第六条第一項第四号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

施設区分	利用料金限度額（一日につき）	
	個人	団体
空気銃射撃場	六四〇円	六、四二〇円
ビームライフル射撃場	六四〇円	六、四二〇円
固定標的射撃場	九一〇円	一一、八五〇円

備考 団体とは、競技会等で射撃場内の一施設を占有して利用する場合をいう。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番